

五泉市・村松町

# 合併協議会だより

発行・五泉市・村松町合併協議会

第5号

## 主な協議内容

### ○議案第18号 町名、字名の取扱いについて

た。今後は、行財政調整会議で具体的な案を検討します。

て

### ○議案第21号 附屬機関の取扱いについて

この議案については、「大字の名称については、大字の字句を除いた現行地名表示とする。」と「その他（住民要望等により、一部地域に旧市町名を付す等、または他の例外措置等を含む。）」の2つを採用することが承認されました。

### ○議案第22号 地域審議会（地域自治区）に関するについて

原案のとおり設置することが承認されました。

この議案については、「大字の名称については、大字の字句を除いた現行地名表示とする。」と「その他（住民要望等により、一部地域に旧市町名を付す等、または他の例外措置等を含む。）」の2つを採用することが承認されました。

### ○議案第19号 条例、規則等の取扱いについて

原案のとおり整備することが承認されました。

3つの選択肢を提案し、継続審議となりました。  
(4ページ表1参照)

### 【選択肢】

- 新市において、旧市町の区域に合併特例法に基づく地域審議会又は地域自治区を設置する。
- 地域審議会又は地域自治区は設置しない。
- 合併後、新市において地方自治法に基づく審議会を設置する。

### ○議案第20号 組織及び機構の取扱いについて

両議会の議員は、五泉市議会議員の任期である平成19年11月2日まで在任することが承認されました。（村松町議会議員は、任期が約5カ月短くなります。）

また、両議会は、民間委員の意見（1年以内の在任）を重く受け止めることとしました。

### ○議案第17号

公共的団体等の取扱いについて

いて

原案のとおり承認されました。

「新市の事務所（本庁）として、五泉市役所の現庁舎を有効活用するとともに、現村松町役場庁舎には、旧行政区域を所管する支所を置く」とする原案が承認されました。

- 新市役所（本庁）として、現役所の現庁舎を有効活用するとともに、現村松町役場庁舎には、旧行政区域を所管する支所を置く
- 合併後、新市において地方自治法に基づく審議会を設置する。
- 合併後、新市において地方自治法に基づく審議会を設置する。

## 計 画

- 健康づくりの推進
- 介護予防事業の推進
- 子育て支援センターの整備
- 保育サービスの充実
- 地域ケア体制の推進
- ボランティアセンターの充実
- 地域生活の支援
- 障害者通所授産施設の整備
- 幹線道路等の整備促進
- 交通安全の確保
- 公共交通体系の整備
- 情報通信ネットワークの整備
- 石綿管の更新と新設ループ化
- 簡易水道施設の整備
- 救急体制の強化
- 緊急通報指令装置の整備
- 緊急通報ネットワークの整備
- 消防水利の充足
- 市営住宅の建設
- 学校教育施設の整備
- 地域の人材を生かした学校教育の推進
- 生涯学習施設の整備
- 生涯スポーツ活動の推進
- 国際理解の推進
- コミュニケーション能力育成の推進
- 男女平等条例の制定
- 公園の整備
- 河川整備の促進
- 能代川水辺サイクリングロードの整備
- 下水道施設の整備
- 新エネルギー導入の推進
- 観光拠点施設の建設
- 農業の振興
- 魅力ある商店街づくりの推進
- 福祉産業の育成
- 企業誘致の推進
- 求人・求職情報の提供
- 職業訓練の推進
- 主体的な「まちづくり」活動の支援
- パートナーシップによるまちづくりの推進
- 情報公開・広報広聴活動の推進

新市建設計画（案）を提案し、  
継続審議となりました。  
人件費については、合併後10年  
間は採用を退職者のおおむね半数  
程度とし、削減に努めます。  
建設事業費については、合併後  
10年間は特例債事業を含め、年間  
23億円から25億円程度を、その後  
の5年間は毎年10億円を見込んで  
います。  
(建設計画の体系図は2・3ペー  
ジ参照)

- ▼介護予防のための指導員を育成し、配置してほしい。
- ▼子育て支援において、各家庭での突発的な状況にも対応できる施策をお願いします。
- ▼新潟市への道路網の整備やJRの連絡を良くしてほしい。
- ▼政令都市に隣接するため、若い人達の住環境を整備し、人口を増やす計画を立ててほしい。
- ▼水資源の保護のため、積極的に上流域の環境保全を推進すべきです。

委員から出された  
主な意見をお知らせします。

## 検討委員会答申文

平成16年11月10日

五泉市・村松町合併協議会  
会長 五泉市長 五十嵐 基 様

五泉市・村松町基本項目検討委員会  
委員長 阿部 定正

先般、付託されました項目について検討を行いましたので、下記のとおり報告いたします。

記

議会議員の在任特例の期間について

新市建設計画の円滑な実施のためには、新市の事業等に関わる予算を審議し、議決する責任上、その議決した予算が適正に執行されたかどうかなどを決算審査するまでの期間は必要である。

よって、五泉市議会議員の任期である平成19年11月2日までを在任期間とする。

# ◆新市建設計画の体系図◆

**人と自然が織りなす  
創造都市  
○○○**

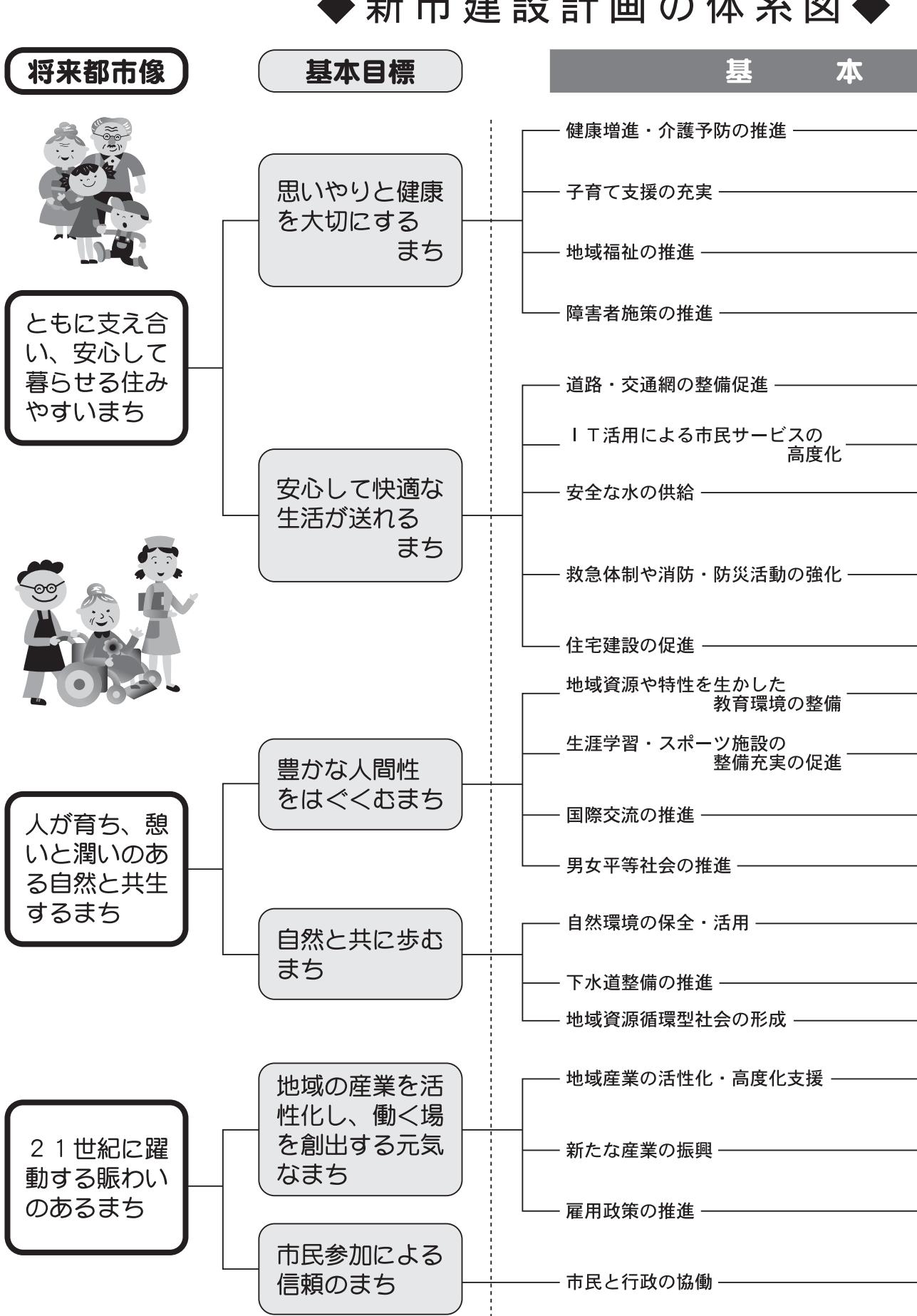


表1 支所、地域審議会と地域自治組織の比較

区分	①支 所	②地域審議会	③地域自治区 (地方自治法)	④合併に係る 地域自治区 (合併特例法)	⑤合併特例区
設置方法	条例による	合併協議による (規約で定める)	条例による	合併協議による (規約で定める)	合併協議による (規約で定める) 設置期間は5年以内
設置目的 所管事務	市長の権限に属する事務を分掌させる。	地域の住民の意見を反映させる。	市長の権限に属する事務を分掌させ、地域の住民の意見を反映させつつこれを処理する。	③と同じ	合併特例区で処理することが効果的なもの及び地域の住民生活の利便性向上などのため、合併特例区が処理することが特に必要と認められ、規約で定めるものを処理する。
審議機関	支所は新市の機関の一部であるため、特に設置の必要はない。	地域審議会 市長の諮問に応じ審議し又は必要と認める事項について市長に意見を述べることができる。	地域協議会 ・地域自治区の重要事項について、地域協議会の意見を聴かなければならない。 ・地域自治区の事項などに対し、市長などから諮問されたもの又は必要と認めるものについて審議し、市長などに意見を述べることができる。	地域協議会 ③と同じ	合併特例区協議会 ・合併特例区の重要事項について、合併特例区協議会の意見を聴かなければならない。 ・合併特例区の事項などに対し、市長などから諮問されたもの又は必要と認めるものについて審議し、市長などに意見を述べることができる。 ・予算の作成、規約の変更などには、同意が必要。
住居表示	変更なし ※字名変更は可能			地域自治区の名称 (○○区のほか○○町も可) を冠する (期間満了後③に移行すれば名称継続可)	合併特例区の名称 (○○区のほか○○町も可) を冠する (期間満了後③に移行すれば名称継続可)

〒959-1692 五泉市大字太田1094-1

**五泉市・村松町合併協議会事務局**

TEL 43-3911 内線302・304

FAX 42-5151

メールアドレス gm-gappei@herb.ocn.ne.jp

ホームページアドレス

<http://www15.ocn.ne.jp/~gmgappei/>**第6回協議会の開催**

◎日 時 12月17日(金) 午前9時30分

◎会 場 村松町 さくらんど会館  
イベントホール

\*傍聴を希望される人は、時間までにおいでください。